

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方

第1条関係

意 見	考 え 方
意見1 目的達成業務に係る届出についても、活用業務と同程度の期間を確保すべき。	考え方1
■ 目的達成業務は、NTT東西によるフレッツ・テレビ販売に用いられている等、情報通信市場の競争に少なからず影響を与えているものであります。 また、NTT東西が行うどのような業務が、目的達成業務に当たるか必ずしも明確になっていないと認識しております。 このように競争環境に影響があり、かつ不透明な業務について、7日前という非常に短い期間での届出で足とすることは、競争事業者の予見性を著しく損なうとともに、公正競争環境の確保の観点からも適当ではないと考えますので、少なくとも活用業務と同程度の期間を確保すべきであります。 (ケイ・オプティコム)	■ 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第58号。以下「改正法」という。)の規定による日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号。以下「NTT 法」という。)の改正(以下「法改正」という。)は、NTT 法第2条4項第1号に掲げる業務(以下「目的達成業務」という。)等を営むために要する手続きを緩和するに過ぎず、法改正の前と後とにおいて、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という。)が目的達成業務として営むことが出来るものの範囲自体は、一切変わるところがない。 このため、法改正後に NTT 東西から目的達成業務を営むことの届出を受けた場合に、総務省においては、法改正前に比し、認可に係る省内手続きを省けることとなる一方、法改正前と同様に、認可申請を受けた場合と同じ観点、すなわち、当該業務が同号に規定するとおり NTT 東西の目的を達成するために必要な業務であるか、具体的には、例えば、本来業務の需要の増大に資するものであるか、本来業務の円滑な遂行を阻害するものでないか等といった観点から、当該業務の内容を確認することが必要となる。

	法改正前において、この観点から認可することが適当であるか否かの審査には、平均して約18日を要していたところ、法改正後は、上述のとおり認可に係る手続きを省けることに加え、改正法の趣旨の一つが、業務の開始に要する期間を短縮することにより電気通信事業者間の公正競争に配慮しつつ、利用者利便の一層の向上を図ろうとするものであることに鑑みれば、本件省令案の規定は適切なものであると考えられる。 また、総務大臣は、届出を受けた業務が目的達成業務に該当しないものである場合やその実施の方法等がNTT 法上の累次の公正競争要件に抵触する場合は同法第16条の規定に基づき、また、これらが電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第29条、30条、31条等の規定に抵触する場合はそれぞれの条の規定に基づき、必要な命令等を発することができるものである。
--	--

第2条関係

意 見	考 え 方
意見2 NTT 法第2条第4項第2号に掲げる業務に係る届出についても、活用業務と同程度の期間を確保すべき。	考え方2
■ 本規定に係る業務は、これまでの認可制のもとでも、実績がないと認識しておりますが、それ故に、本業務が、市場にどのようなインパクトを与えるか等について、現時点で想定することが困難であります。 そのようななか、7日前という非常に短い期間での届出で足るとすることは、競争事業者の予見性を著しく損なうため適当ではないと考えますので、少なくとも活用業務と同程度の期間を確保すべきであります。 （ケイ・オプティコム）	■ 考え方1で述べたように、法改正の前と後とにおいて、NTT 東西が NTT 法第2条第4項第2号に掲げる業務として営むことが出来るものの範囲自体は一切変わるところがなく、今後、同号に掲げる業務を営むことについての届出があった場合には、総務省において、法改正前と同じ観点から、当該業務が同号に規定するものであるかどうかを確認することが必要となる。

	具体的には、例えば、当該業務が地域電気通信業務であるかといった観点から確認を行うこととなるところ、当該確認には、目的達成業務に比し、著しく期間を要するとは考えられないことから、本件省令案の規定は適切なものであると考えられる。 また、届出を受けた業務が同号に掲げるものに該当しない場合等についての考え方は、考え方1後段を参照のこと。
--	---

第2条の2関係

意 見	考 え 方
意見3 活用業務に係る届出について、改正前の処理期間と同程度の期間を確保すべき。また、NTT 東西に対し、届出予定の内容を公表することを義務づけるべき。	考え方3
■ 認可制のもとでの軽微な事案以外の標準処理期間：3～4カ月程度、平均処理実績：約73日と比較し、30日という著しく短い期間で足るとすることは、活用業務制度が情報通信市場全体に与える影響度を踏まえると、極めて問題であります。 そのため、少なくとも認可制のもとでの処理期間と同程度の期間（70日以上）を確保すべきであります。 ◇NTT法施行規則上の規定を、70日以上に修正 ◇届出1～2カ月前までに、NTT東西自らが届出予定内容を予め公表することを義務付け (ケイ・オプティコム)	■ 考え方1で述べたように、法改正の前と後とにおいて、NTT 東西が NTT 法第2条第5項に掲げる業務（以下「活用業務」という。）として営むことが出来るものの範囲自体は一切変わるところがなく、今後、同項に掲げる業務を営むことについての届出があった場合には、総務省において、法改正前と同じ観点から、当該業務が同項に規定する範囲内で営まれるものであるかどうかを確認することが必要となる。
■ なお、事前検証には十分な検討期間が必要なため、活用業務等の事前届出期間については、現行のガイドラインにおいて設けられている最大 4 ヶ月という標準処理期間と同等の期間を最低限確保すべきと考えます。 (ソフトバンク)	法改正前において、活用業務について認可することが適当であるか否かの審査には、平均して約73日を要していたところ、考え方1のように、当該改正後は、認可に係る省内手続き等を省けることに加え、改正法の趣旨の一つが、業務の開始に要する期間を短縮することにより電

	気通信事業者間の公正競争に配慮しつつ、利用者利便の一層の向上を図ろうとするものであることに鑑みれば、本件省令案の規定は適切なものであると考えられる。 本件省令案第2条の3の規定により、届出書に記載された事項は、基本的には公表されるものであることに加え、考え方1に記載した改正法の趣旨に鑑みれば、NTT東西に対し、届出予定内容をあらかじめ公表することを義務付けるまでの必要はないものと考えられる。 また、届出を受けた業務が活用業務に該当しない場合等についての考え方は、考え方1後段を参照のこと。
意見4 届出書の内容を検証するため、意見募集や意見聴取を実施すべき。また、これらの実施するために必要となる期間を確保すべき。	考え方4
■ 届出書に記載された事項を検証するために、パブリックコメントを通じた幅広い意見募集に加え、関係事業者への意見聴取を実施し、十分な協議を経て意見の反映をいただきたいと存じます。 そのためにも、目的達成業務および活用業務に係る事前届出期間の設定につきましては、最低でも、パブリックコメントの実施に必要となる60日間の事前届出期間を設定いただきたく存じます。 (CATV 連盟)	■ 総務省においては、本件省令案第2条の3の規定により公表される届出書の内容について、届出に係る活用業務が NTT 法第2条第5項に規定する範囲内で営まれないこと等についての指摘や事例の提示を競争事業者等から受け付けるものであり、また、これらを受け、必要に応じて所要の措置を講ずるものであることから、本件省令案において、ご指摘の趣旨の措置は講じられているものと考えられる。 また、活用業務の届出に係る規定についての考え方は、考え方3前段のとおり。
意見5 活用業務に係る届出期間について、目的達成業務や電気通信事業法上の約款の届出等と同様の水準まで短縮すべき。	考え方5
■ 認可制から届出制への変更は、市場の環境変化やお客様ニーズに迅速に対応し、ICT利活用の促進とブロードバンドの普及を図ることが目的であると認識しております。	■ 考え方1で述べたように、改正法の趣旨の一つはご指摘のとおりであるものの、法改正後においても、引き続

こうした観点から、「当該業務の開始の日の三十日前までに」届出を行うという現行の改正案は、他の届出が課されている手続き（目的達成業務：7日前、基礎的電気通信役務の契約約款・料金：7日前、指定電気通信役務の保障契約約款・料金：前日）と比較して、期間が長く設定されておりますが、活用業務も含めた全ての手続きにおいて、届出制が「事後規制」であることは同様であることから、活用業務の届出期日についても同様の水準まで短縮していただきたいと思います。 （NTT 東日本）	き、法改正前と同じく公正な競争の確保に支障のない範囲内かどうかといった観点から、届出に係る活用業務が NTT 法第2条第5項に規定する範囲内で営まれることについての確認を要するものであることから、考え方3前段のとおり、本件省令案の規定は適切なものであると考えられる。
■ 認可制から届出制への変更は、市場の環境変化やお客様のご要望に迅速に対応し、ブロードバンドの普及とICT利活用の促進を図ることが目的であると認識しております。 こうした観点から、「当該業務の開始の日の三十日前までに」届出を行うという現行の改正案は、他の届出が課されている手続き（目的達成業務：7日前、基礎的電気通信役務の契約約款・料金：7日前、指定電気通信役務の保障契約約款・料金：前日）と比較して、期間が長く設定されておりますが、活用業務も含めた全ての手続きにおいて、届出制が「事後規制」であることは同様であることから、活用業務の届出期日についても同様の水準まで短縮していただきたいと思います。 （NTT 西日本）	
意見6 届出書への記載事項として、過去認可を受けた活用業務を用いて提供しているサービスの一覧、当該業務に投入された資金等の累積規模等を追加すべき。	考え方6
■ NTT東西の主力サービスの殆どが活用業務を利用したものとなっており、当該サービスが本来業務の地域電気通信業務と比較し、無視できない規模に拡大しております。 この状況を踏まえると、活用業務の影響度を把握するうえ、新たに行おうとする活用業務に係る事項の記載のみでは不十分であるため、届出書への記載事項として、次の事項を追加すべきと考えます。 ◇過去認められた活用業務を用いて提供している電気通信サービスの一覧 ◇過去認められた活用業務に投入された経営資源（資金・職員等）の累積規模 （ケイ・オプティコム）	■ 本件省令案第2条の2各号に掲げる事項は、届出に係る活用業務が NTT 法第2条第5項に規定する範囲で営まれるものであるかを確認するために必要なものとすべきであり、ご指摘の事項を追加すべきまでの必要はないものと考えられる。
意見7 NTT 東西が活用業務として行い得る具体的な業務を規定すべき。	考え方7
■ 活用業務ガイドライン案において規定されている活用業務の範囲に関する次の事項は、極めて重要な規定であります。 ◇活用業務に該当する電気通信業務には、NTT東西が都道府県の区域を越えて電気通信役務の提供を行うことのほか、都道府県の区域を越えて料金設定を行うことが含まれる。なお、活用業務が県内通信に係る業務と不可分一体のものとして提供されることとなる場合においては、これら業	■ NTT 東西が営みうる活用業務の範囲は NTT 法第2条第5項において規定されているところであり、同法の委任を受けず、本件省令案において、これ以上詳細な当該業務の範囲を規定するまでの必要はないものと考えられる。

務を一体としてとらえたうえで確認を行う。 ◇「その他の業務」としては、例えば電気通信業務に関連する経営コンサルティング等の業務を想定しており、放送業は含まない。 また、NTT再編の趣旨を逸脱するとともに、NTTグループのグループドミナンスの拡大を助長するおそれが高いため、活用業務の範囲に、ISP事業やモバイル事業を含めるべきではないと考えております。 そのため、活用業務ガイドラインのみならず、第二条の二に第二項を追加する等、NTT法施行規則上に、これらの考え方を明記しておくべきと考えます。 （ケイ・オプティコム）	
---	--

第2条の3関係

意 見	考 え 方
意見8 第2条の3の規定による公表は、届出の翌日まで、又は速やかに行うこととすべき。	考え方8
■ 本件規則改正案第2条の3の趣旨は、届出事項を公にすることにより、公衆に対し、法第16条に基づく総務大臣の監督権限の行使を促す機会を与える点にあると思われます。このため、この公表は、業務が実際に開始される前に、ある程度の余裕期間を置いてなされる必要があると思います。したがって、本件規則改正案第2条の3中「受理した場合は、」の下に「当該受理の翌日まで、」を加えるべきだと思います。 （個人）	■ 法改正後の NTT 法第2条第5項等の規定による届出があった場合において、届出事項の内容の多寡によっては、当該届出の当日又は翌日までに、本件省令案第2条の3の規定に基づくを公表することが困難であることも想定される。 しかしながら、同条を規定する趣旨の一つはご指摘のとおりであり、総務省は、当該届出を受けた際には、可能な限り速やかに、公表可能な事項とそうでない事項を峻別した上で、届出書に記載された事項を公表する考えである。 このため、本件省令案を次のように修正する。 第2条の3 総務大臣は、前 3 条の届出書を受理した場合は、<u>速やかに</u>、当該届出書に記載された事項(略)を
■ また、少なくとも総務省は、NTT東・西から届出書を受理した際には、総務省HP等を活用して即日当該業務の内容を公表すべきと考えます。 （KDDI）	
■ 業務開始の直前で公開される場合、競争事業者の予見性確保の観点で影響を確認する猶予がないという懸念があるため「速やかに公表する」とする等、情報公開の即時性を確保すべきと考えます。 （イー・アクセス）	

	インターネットその他の方法により公表するものとする。
意見9 届出内容に対し競争事業者等が意見出来る場の設置、提起された問題を是正するための命令を行うこと、総務省が行った確認結果や是正命令の内容を公表することを規定すべき。	考え方9
■ 届出書に記載された事項を、総務省殿より公表頂くことについて、賛同いたします。 しかしながら、活用業務等は、情報通信市場全体に与える影響が極めて大きいことを踏まえると、当該措置だけでは不十分でありますので、次の事項を制度化のうえ、第二条の三に第二項以下を追加する等、NTT法施行規則上に規定すべきと考えます。 ◇届出内容に対して、競争事業者等が意見できる公の場(パブコメ、委員会等)を設けること ◇上記において競争事業者等が提起した問題点を是正するために、NTT東西に対して必要な命令を行うこと ◇届出内容に対する総務省殿による確認結果(電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内等と判断した理由等)、及び是正命令を行った場合はその内容を公表すること (ケイ・オプティコム)	■ 届出内容に対して競争事業者等が意見できる公の場を設けるべき、競争事業者等が提起した問題点を是正するための命令を行うべきとのご指摘に対する考え方は、考え方4前段のとおり。 また、本件省令案第2条の3の規定により公表した届出事項について、これが公正な競争に支障のない範囲内で営まれないこと等についての競争事業者等からの指摘や事例の提示があり、これに基づき、届出事項に関する総務省の確認の結果を示すことを求められる場合は、当該者に対し、基本的にはこれを開示する考えであるとともに、是正命令等を行った場合は、基本的にはその内容を公表する考えである。

NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン案に対する意見及びその考え方

I ガイドラインの目的関係

意 見	考 え 方
意見 10 脚注 3 におけるその他の業務の例として、コンサルティング等の業務を上げるのは適当ではない。	考え方 10
■ その他の業務の例として脚注3に挙げられている経営コンサルティング等の業務は、平成 23 年 5 月 24 日の衆議院総務委員会において桜井総合通信基盤局長が例として挙げられていますように、どちらかというと目的達成業務に分類されるものであって、活用業務の例としては不適切ではないかと思えます。活用業務制度が導入されてからほぼ 10 年になりますが、この間の総務省殿による認可の報道発表を見る限り、一度も経営コンサルティング等の業務が活用業務として認可された例は見当たらないことから、活用業務の「その他の業務」として経営コンサルティング業務を例として挙げ続けるのは適当ではないと思います。 (JAIPA)	■ ご指摘のとおり、現時点においては、電気通信業務に関連する経営コンサルティングを含め、電気通信業務以外の業務を活用業務として認可したことはないが、例えばこのような経営コンサルティングは、必ずしも NTT 東西の目的を達成するために必要とまではいえないものと考えられることから、仮に、NTT 東西が、既存の職員等を活用してこれを営もうとするのであれば、活用業務として営むべきであると考えられるものであり、必ずしも当該脚注を削除するまでの必要はないものと考えられる。 なお、平成23年5月24日に開催された衆議院総務委員会において、橘慶一郎委員からの質問に対し、桜井総合通信基盤局長が目的達成業務の一例として回答した内容は、海外における現地の電気通信事業者に対する設備構築のためのコンサルティングについてのものである。
意見 11 活用業務として行い得る業務の具体例を盛り込むべき。その際、パブリックコメント等を実施すべき。	考え方 11
■ ①ガイドラインでの具体例の提示について 認可制において運用されてきた電気通信事業の公正な競争の確保等に資するという趣旨を届出制への移行により形骸化させないために、本ガイドラインには具体的な例示を盛り込むことで、I-(3)に記載されている「関係事業者等の予見可能性」を高めていただきたく存じます。	■ NTT法第2条第5項の規定に基づき届け出られた業務が同項に規定する範囲内で営まれるか否かについての具体的な確認の基準や手順は本件ガイドライン案に記載されていることから、必ずしも具体例を記載するまでの必

また、こうした例示の作成にあたりましては、パブリックコメントの実施や関係事業者への意見聴取、協議等が有効であり、そうした機会を設定していただきたく存じます。 (CATV 連盟)	要はないものと考えられる。
意見 12 公正競争上支障があることが明確なISP事業やモバイル事業について、放送業と同様に明確な禁止事項としてガイドラインに明記すべき。	考え方 12
■ 本活用業務の届出化は、NTT東西の FTTH シェアの拡大やグループドミナンスの検証・対応が行われない段階で改正案に至った感があります。 つきましては従来の認可と同等の十分な届出期間の確保、公正競争上支障があることが明確な移動体事業やISP事業等への参入について放送業と同様の明確な禁止事項にすることとともに以下機能の設置をお願いいたします。 (ジュピターテレコム)	■ 日本電信電話株式会社や NTT 東西がいわゆる放送業務を営むことについては、例えば、「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT 時代の競争促進プログラム～(平成 12 年 12 月電気通信審議会答申)」において、「放送分野については、独占的な地域通信網のインフラを通じて通信の隣接分野であるコンテンツ(情報内容)市場へ不当な影響力が行使され、ハード・ソフト両分野にわたる一体的支配のおそれを排除するため、放送メディアの種別に応じてNTT法に基づく内在的制限等が設けられている。」と述べられている(※)ように、NTT法上、自ずと一定の制限があると考えられているところであり、ご指摘のあった、いわゆるISP業務やモバイル業務について、必ずしも、放送業務と同等に扱うまでの必要はないものと考えられる。 しかしながら、ご指摘のように、例えば、NTT東西が独占的に設置している端末系伝送路設備と不可分一体として提供されるISP業務や、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」に反する方法で提供されるモバイル業務といったように、ISP 業務やモバイル業務については、電気通信事業の公正な競争の確保に看過し得ない著しい支障をおよぼすおそれのある事態も容易に想定されるものであることから、
■ NTT法施行規則改正案への意見で述べたとおり、活用業務には、都道府県の区域を越えて料金設定を行うことが含まれ、放送業は含まない等の規定は、極めて重要なものであります。 また、NTT再編成の趣旨を逸脱するとともに、NTTグループのグループドミナンスの拡大を助長するおそれが高いため、活用業務の範囲に、ISP事業やモバイル事業を含めるべきではないと考えます。 そのため、仮にNTT法施行規則にて規定できない場合であっても、活用業務ガイドライン上に、これらの考え方を明記しておくことが必要と考えます。 (ケイ・オプティコム)	
■ また、移動体事業や ISP 事業等への参入は、現状のままでは上述のように公正競争上支障があることが明白であり、移動体事業分離や NTT 再編の趣旨に反する独占回帰を助長するものであると考えますので、放送業と同様に明確な禁止事項として省令・ガイドラインに追加していただきたいと考えます。 (連名※)	
■ また、公正競争上支障があることが明白である移動体事業やISP事業等への参入は、放送業と同様に明確な禁止事項として省令・ガイドラインに追加すべきと考えます。 ■ 本年6月8日に競争事業者22社が総務大臣宛に提出した連名要望書でも述べているとおり、移動体事業やISP事業への参入は、公正競争上支障があることは明白であることから、放送業と同様に明確な禁止事項として省令・ガイドラインに追加すべきと考えます。	

(KDDI) ■ この部分をもっと強調されるべきと思います。 ガイドラインの他の部分を見る限りでは、NTT 東西殿は地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障がない限り、どのような活用業務を営むことも可能のように解釈することが可能です。 しかし、インターネット接続サービス事業(ISP 事業)のように 1999 年の NTT 再編成の時に、長距離国際通信として位置付けられたサービスを、活用業務の名目で NTT 東西殿が行うとすれば、NTT 法そのものの趣旨を大きく損ねるのみならず、日本の競争政策全体にも違うものと言わざるをえません。 ISP 事業については、P1 の脚注3に「放送業は含まない。」とありますように、P1 の脚注2に、「ただし ISP 事業のように本来長距離国際通信に分類される業務を含むものではない。」と明記していただければと思います。 (JAIPA)	
■ 通信業界におけるIP化の進展や東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東西殿」)が計画されているPSTNのマイグレーションによって、活用業務や地域電気通信業務そのものが実態の無い概念になりつつあります。 本来論として、NTT東西殿の業務拡大については、1999年のNTT再編成の主旨を踏まえながらも、NTTグループの歴史的な通信市場における市場支配力に関する問題として改めて位置付けたいうえで、利用者メリットの向上も勘案した建設的な議論を行う必要があると考えます。 その主旨を踏まえ、この度の省令案及びガイドライン案についても、届出制であってもドミナントであるNTTグループの通信市場に及ぼす影響力を考慮した、公正な競争環境を損なうことのない制度設計としていただくことを要望します。 具体的には、固定通信分野の市場支配力が直結するISP事業、並びに活用業務制度の枠組みを利用したNTTグループ内の協業や連携によるモバイル事業等といった他レイヤーへの業務拡大は一切認めることがないように省令案及びガイドライン案で明確化すべきと考えます。 なお、ガイドライン案には、想定される具体的なサービスを念頭に置いた実施基準や禁止事項、懸案事項が発生した場合の事後措置に関する規定を具体的に記載することで実効性をより担保し、公正競争環境の確保を図るべきと考えます。	仮に、これらの業務を営むことについての届出があった場合であっても、法改正前と同様に、届出に係る業務がNTT法第2条第5項に規定する範囲内で営まれることについて、厳密な確認が必要であると考えられる。 ※ P. 41 3 NTTの在り方 (7)インセンティブ活用型競争促進方策 イ NTTグループに対する規制内容とその必要性 ⑤を引用

■ 固定電話やフレッツサービス等の固定通信市場で最大規模の顧客基盤を有し既に独占的なポジションにあるNTT東西殿が、例えばISP事業へ進出した場合には、固定通信と直結したISP市場へのレバレッジを効かす蓋然性が高く、現在のISP市場の競争環境を一変させるだけでなく、市場そのものを崩壊させる虞があるため、そのような業務を認めることが無いようルール化すべきと考えます。 あわせて、活用業務制度の枠組みを利用したNTTグループ内の協業や連携によるモバイル事業等といった他レイヤーへの業務拡大についても、NTTグループの市場支配力を高め公正な競争環境を損なうため、認めることが無いようルール化すべきと考えます。 (イー・アクセス)	
■ NTT 東西殿による移動体通信事業や ISP 事業への参入は、そもそも NTT 再編の趣旨を没却するものであり、固定電話市場における市場支配力のレバレッジ等を考慮すると、到底認められるものではありません。従って、本ガイドラインにおいて、予め NTT 東西殿による ISP 事業及び移動体通信事業への参入禁止を明記することで、届出制によるなし崩し的な事業拡大を防止すべきです。具体的には、本ガイドライン案 P1 の「I ガイドラインの目的」において、ISP 事業及び移動体通信事業についても放送業と同様に、活用業務の対象外として明記すべきと考えます。 (ソフトバンク)	

II 活用業務の届出関係

意 見	考 え 方
意見 13 活用業務に係る届出について、改正前の処理期間と同程度の期間を確保すべき。	考え方 13
■ 省令第2条の3において「総務大臣は、前三条の届出書を受理した場合は、当該届出書に記載された事項(中略)をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。」とあるとおり、活用業務が認可制から届出制になっても当該内容が対外公表されることは非常に有益と考えます。しかしながら、省令第2条の3において業務開始30日前(目的達成業務は7日前)に届出ることとなった場合、公正競争環境に与える影響がどの程度なのか競争事業者等が把握することが非常に困難になるため、現行の申請から認可までの期間(平均約73日)に準じた十分な期間を設けるべきです。 (KDDI)	■ 活用業務の届出に係る規定についての考え方は、考え方3前段のとおり。
意見 14 活用業務に係る届出について、改正前の処理期間と同程度の期間を確保すべき。また、NTT 東西に対し、届出予定の内容を公表することを義務づけるべき。	考え方 14
■ NTT法施行規則改正案への意見で述べたとおり、少なくとも認可制のもとでの処理期間と同程度の	■ 活用業務の届出に係る規定についての考え方、届出予

期間(70日以上)を確保すべきであります。 そのため、仮にNTT法施行規則にて70日以上の設定が困難な場合であっても、活用業務ガイドラインにおいて、届出1～2カ月前までに、NTT東西自らが届出予定内容を予め公表することを義務付ける等の措置を講じるべきと考えます。 (ケイ・オプティコム)	定の内容を予め公表することを義務付けるべきとのご指摘に対する考え方は、考え方3のとおり
意見 15 活用業務に係る届出について、改正前の処理期間と同程度の期間を確保すべき。また、届出内容に対する意見募集等、提起された問題を是正するための必要に応じた命令、総務省が行った確認結果や是正命令の内容の公表をすべき。	考え方 15
■ 活用業務は、情報通信市場全体に与える影響が極めて大きいことを踏まえ、競争セーフガード制度の枠組みのなかで、またその他の機会において、競争事業者からの指摘事項等を検証頂くとともに、総務省殿において継続的かつ能動的に監視等頂くことは必須であります。 しかしながら、これまでの活用業務によるNTT東西のなし崩し的な業務範囲の拡大が、公正競争環境を阻害し、NTTグループの情報通信市場におけるシェアの高まりの原因となっているように、活用業務が開始された後では、取り返しのつかない事態に陥ることは明白であります。 そのため、事後的な検証だけでなく、活用業務開始前に、競争事業者等を交えてその是非を慎重に確認する仕組みを設けることが極めて重要でありますので、先述したとおり、少なくとも認可制のもとでの処理期間と同程度の期間(70日以上)を確保し、また次の事項を制度化すべきと考えます。 ◇届出内容に対して、競争事業者等が意見できる公の場(パブコメ、委員会等)を設けること ◇上記において競争事業者等が提起した問題点を是正するために、NTT東西に対して必要な命令を行うこと この点、仮にNTT法施行規則にて規定が困難な場合であっても、活用業務ガイドラインにおいて規定することが必要と考えます。 ■ NTT法施行規則改正案への意見で述べたとおり、届出書に記載された事項を、総務省殿より公表頂くだけでなく、次の事項を制度化すべきと考えます。 ◇届出内容に対して、競争事業者等が意見できる公の場(パブコメ、委員会等)を設けること ◇上記において競争事業者等が提起した問題点を是正するために、NTT東西に対して必要な命令を行うこと ◇届出内容に対する総務省殿による確認結果(電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範	■ 活用業務の届出に係る規定についての考え方は、考え方3前段のとおり。 届出内容に対して競争事業者等が意見できる公の場を設けるべき、競争事業者等が提起した問題点を是正するための命令を行うべきとのご指摘に対する考え方は、考え方4前段のとおり。 総務省において行った確認結果や是正命令の内容の公表をすべきとのご指摘に対する考え方は、考え方9後段のとおり。

囲内等と判断した理由等)、及び是正命令を行った場合はその内容を公表すること そのため、仮にNTT法施行規則にて規定が困難な場合であっても、活用業務ガイドラインにおいて、これらの措置を講じる旨規定すべきと考えます。 (ケイ・オプティコム)	
■ このように、不公正な状況を放置したまま届出制へと規制緩和されれば、例えば公正競争上問題のあるサービスであってもまずは活用業務として届け出てサービス開始することを繰り返して徐々に既成事実化し、なし崩し的に業務範囲を拡大する恐れが濃厚であると言わざるを得ません。加えて、認可制に比較すると、総務省殿がどのような理由で公正競争に支障がないと判断したか、また、その判断が適切であるかを外部から検証することが困難となります。 したがって、今回示された省令・ガイドライン案においては、届出制下で公正競争に回復不能なダメージを与えないように、現行の申請から認可までの期間(平均約 73 日)や活用業務の標準処理期間(最大 4 ヶ月)等に準じた十分な事前届出期間や、競争事業者の意見を反映する公の場を設けるとともにこれに対する総務省殿の考え方を公開すること等を規定し、公正競争条件の実効性を担保した上で、慎重に運用すべきと考えます。 (連名※)	
■ 「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(以下、「現行ガイドライン」)においては、公正競争を確保するための7つのパラメータが活用業務の認可要件として規定されているところです。本規定自体は公正競争を担保する要件を網羅しているものの、競争事業者との同等性の確保やグループドミナンスの排除等の実効性が担保されていないことから、これまで認可されてきたNGNをはじめとする活用業務によってNTT東・西のシェアは上昇する一方で競争が後退しており、NTTグループが独占に回帰している状況となっています。これにより、中長期的に見ると料金の高止まりや新サービス展開の阻害といった事態を招くことが明白であり、電気通信市場の健全な発展及び国民利便の向上を損ねる結果となりかねません。 そのような状況であるにもかかわらず、本年6月8日に競争事業者22社が総務大臣宛に提出した連名要望書でも述べているとおり、認可制から届出制へと規制緩和されることによって競争事業者はパブリックコメントを通して公式に意見を主張する場がなくなることに対し、NTT東・西は、公の場での議論を経ることなく短期間で活用業務を開始できるようになります。これによって、公正競争上問題がある	

サービスであっても、まずは活用業務として届出てサービスを開始することを繰り返し行うことで既成事実化し、なし崩し的に業務範囲を拡大する恐れがあります。

それでも活用業務制度を継続するのであれば、最低限の対応として、届出制への移行後も省令・ガイドラインにおいて競争事業者等の意見を反映する公の場を設ける等を規定するとともに、当該意見に対して総務省は速やかに考え方を公表すべきです。また、機能分離の厳格な運用による同等性の確保や法改正等によるNTTのグループドミナンス排除の実効性担保により公正競争環境を確保した上で、総務省は活用業務制度を慎重に運用すべきと考えます。

■ 「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」(以下、「改正ガイドライン案」)においては「競争事業者等から、活用業務が地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信業務の公正な競争の確保に支障がない範囲内で営まれていないことについての指摘や事例の提示がなされ(後略)」と、公表された活用業務の内容に対する競争事業者等からの意見や指摘を受付ける旨の記載があるものの、認可制における意見募集では確保されていた競争事業者等が公式に意見を主張する場が、届出制では存在しません。

また、NTT東・西が活用業務として軽微なものから或いは五月雨式に(※)届出を行い、一度活用業務が開始されユーザが加入すると、公正競争上問題があったとしても、ユーザの利便性を考慮すると当該活用業務を廃止することが困難になることが想定され、NTT東・西の業務範囲がなし崩し的に拡大していくおそれがあります。

そのため、総務省においては、公正競争確保及び客観性・透明性確保の観点から認可制と同様に公式に競争事業者等が意見を主張できる場を設け、当該意見を踏まえた事前チェックを厳格に実施するとともに競争事業者等の意見に対する考え方及び届出内容の是非の理由を速やかに示すべきであり、その結果、公正競争上問題がある場合は業務開始の中止といった措置を直ちに講じるべきと考えます。

(※)過去、IP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定について、まず、法人向けIP電話サービス(H15. 10)が認可され、その後、集合住宅向けIP電話サービス(H16. 7)、戸建向けIP電話サービス(H17. 1)が立て続けに認可され、IP電話サービス(ひかり電話)は公正競争上影響が大きいサービスとなるに至り、指定電気通信役務とされた。

■ なお、本来活用業務として提供すべきものを、目的達成業務として届出ることによって、公正競争を確保する措置が取られないまま、より迅速に提供を開始できるようになることも懸念されるため、総務省は、届出内容について厳格な検証を行った上で総務省の考え方を公表する等、慎重な運用をすべきと考えます。 (KDDI)	
意見 16 届出書に記載された事項の確認等に十分な期間が必要。また、活用業務開始前における行政上の措置の実施について規定すべきとともに、確認の結果を広く公表すべき。	考え方 16
■ 届出書の提出期限を業務開始の三十日前までとすることは、検証期間として不十分であることが懸念されます。 この期間中に届出書に記載された事項の確認やNTT東西殿が実施する具体的な措置等について、十分な検証が行われる必要があり、その措置が不十分と判断した場合の改善命令や業務開始を留保するだけの十分な期間が必要と考えます。 この活用業務開始前における行政上の措置の実施については、ガイドラインに明確なルールとして規定いただくことが必要と考えます。 (イー・アクセス) ■ 届出業務が事業に移されてから検証し、不備が判明した場合、活用業務のユーザに不便をかけることとなります。又、競争事業者等として事項の指摘等を行った場合に、指摘した事業者がこうした利用者からの批判を受けかねないと思われます。 このため、総務省は早期に検証を終えると共に、その内容を広く公表する事を要望致します。 (新潟通信)	■ 活用業務の届出に係る規定についての考え方は、考え方3前段のとおり。 ご指摘のとおり、仮に、活用業務の開始の日以降、例えば、当該業務の停止を命ずるといった措置を講ずることとなった場合には、当該業務の利用者の利便を損なうおそれも否定できないことから、総務省においては、可能な限り、届出に係る活用業務の開始の日までに、本件ガイドライン案Ⅲに記載した確認を行う考えである。 当該確認の結果を公表すべきとのご指摘に対する考え方は、考え方9後段のとおり。
意見 17 活用業務に係る届出に当たっては、具体的なサービスイメージを、より分かりやすくすべき。	考え方 17
■ 従来からの認可申請に際しても、NTT 東西殿から提出された業務の内容だけからは、実際のサービスイメージが分かりにくく、他の事業者において事業や競争環境への影響が判断しにくい事例が存在したことを踏まえ、今後 NTT 東西殿からの届出は、具体的なサービスイメージを添えて、より分かりやすくしていただくことが必要だと思います。 (JAIPA)	■ ご指摘のとおり、今後、NTT東西が活用業務を営むことの届出を行うに当たっては、届出書に記載する業務の内容について、具体的なサービスイメージがより分かりやすいものとするのが望ましい。
意見 18 届出書への記載事項として、過去認可を受けた活用業務を用いて提供しているサービスの一覧、当該業務に投入された資金等の累積規模等を追加すべき。	考え方 18

■ NTT法施行規則改正案への意見で述べたとおり、届出書への記載事項として、次の事項を追加すべきと考えます。 ◇過去認められた活用業務を用いて提供している電気通信サービスの一覧 ◇過去認められた活用業務に投入された経営資源(資金・職員等)の累積規模 そのため、仮にNTT法施行規則にて規定が困難な場合であっても、活用業務ガイドラインにおいて、届出時の追加書類として提示を義務付ける等の措置を講じるべきと考えます。 (ケイ・オプティコム)	■ 届出書の記載事項として、過去認可を受けた活用業務を用いて提供しているサービスの一覧等を追加すべきとのご指摘に対する考え方は、考え方6のとおり。
意見 19 届出内容の公表に際しては、他事業者から認知しやすいようにすべき。	考え方 19
■ 総務省様からの公表に際しては、報道発表をされるなど、他事業者からも認知しやすい場所に掲載されますよう、ご配慮を賜りたくよろしくお願いします。 (JAIPA)	■ ご指摘のとおり、総務省においては、本件省令第2条の3に基づく公表をするに当たっては、例えば報道発表による等、可能な限り、競争事業者等から認知しやすい方法によりこれをする考えである。

Ⅲ 活用業務を営むことができる範囲についての具体的な考え方関係

意 見	考 え 方
意見 20 活用業務の内容の確認に当たっては、関係事業者等から意見聴取等を行うべき。	考え方 20
■ ②地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲の検証について 活用業務の必要要件として、本来業務である地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であることと定められており、ガイドライン案(Ⅲ-1-(2))においては、活用業務への「過大な投資」や地域電気通信業務等を営むための設備や職員等の既存の経営資源の「過度の転用」等が禁止されております。 ここでは NTT 東西に対して対処すべき方向を示されている一方、その程度の判断に困難を伴う部分が残るため、関係事業者から別途、個別に意見聴取を行うなどの客観的に検証するための場を設定いただきたくお願いしたいと存じます。 (CATV 連盟)	■ 関係事業者から意見聴取等を行うべきとのご指摘に対する考え方は、考え方4前段のとおり。
意見 21 ガイドライン案 P.6 脚注7を削除すべき。	考え方 21
■ 「地域通信市場として、その新規性等により市場が十分に形成されていない」場合は、リスクを取って市場を開拓した先行事業者のシェアが高くなるのは当然であり、このことをもって「競争が進展していないもの」と捉えるべきではありません。たとえ、市場が十分に形成されていないとしても、設備のオープン	■ 地域通信市場における競争の進展状況を考慮する際には、総務省が平成15年度より実施している競争評価の結果を最大限活用することとなるが、その新規性等に

化の状況や事業者の参入意欲等を総合的に勘案すれば評価は可能であることから、「特に慎重な評価を行う」ことは新サービスの迅速かつ柔軟な提供を阻害するおそれがあるため適当でないと考えます。 このため、左記の下線部分(総務省註:ガイドライン案 P.6 脚注7)については削除していただきたい。 (NTT 西日本)	より市場が十分に形成されていないものについての評価を行う場合には、競争評価の結果を活用できるとは限らないことが想定される。活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるべきことを踏まえると、おそれの程度の評価は厳格に行うことが必要であるが、このような市場については、活用業務に関する市場への影響が必ずしも明確ではないことから、特に慎重な評価を行うことが適当であるとする。 なお、改正案においては、あくまでも市場の競争状況の評価を慎重に行う旨を述べているものであり、迅速なサービスの提供という利用者利便の向上の観点から、NTT 東西による活用業務の開始を不当に遅らせることを意図するものではない。
--	---

IV 総務省による検証等関係

意 見	考 え 方
意見 22 活用業務が公正競争の実現に支障を生じさせていないか、引き続き確認していくためのスキームが必要。 ■ 日本電信電話株式会社等に関する法律(NTT 法)の一部改正を受け、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」といいます。)による活用業務が認可制から届出制へと規制緩和がなされる事となりました。 これまでに活用業務として認可されたIP電話、FTTH、法人向けイーサネット等の県間サービスにおいて NTT 東西のシェアが高止まりしている状況に鑑みて、今後も NTT 東西による活用業務が公正競争の実現に支障を生じさせていないか、引き続き確認していくためのスキームが必要かと存じます。 (CATV 連盟)	考え方 22 ■ ご指摘のとおり、総務省においては、活用業務が公正競争の実現に支障を生じさせていないか、引き続き確認していくためのスキームが必要であると考えており、本件ガイドライン案Ⅳに記載したとおり、基本的には、既存の競争セーフガードの枠組みの中で、これを実施していく考えである(※)。 ※ 平成23年11月3日から情報通信審議会電気通信事業政策部会が意見募集を行っている「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について一答申(案)」においては、現在の競争セーフガード制度に代

	えて、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」を創設することが望ましい旨の記載があるところであり、総務省としては、今後、同審議会からの答申を踏まえ、引き続き、適切な検証を実施していく考えである。以下、競争セーフガードに係る考え方については、同様。
意見 23 本ガイドラインを定期的に検証する仕組みについて規定すべき。また、活用業務の是非等についての検証を合わせて実施することを規定すべき。	考え方 23
■ 活用業務ガイドライン案にもありますとおり、市場環境の変化に伴い、NTT東西が講ずべき措置等についても変化するものと考えます。 そのため、適時適切に活用業務ガイドラインの見直しを実施頂くことはもちろんのこと、例えば3年毎等、定期的に活用業務ガイドライン自体の有効性・適正性を検証する仕組みを設けておくことも必要と考えますので、その旨活用業務ガイドラインに規定すべきであります。 また、活用業務ガイドライン自体の検証の際には、その前提として、活用業務制度そのものの是非、認可制から事前届出制としたことの是非、過去に認められた活用業務の是非等についても検証することが必要と考えますので、当該検証もあわせて実施する旨、規定しておくべきと考えます。 (ケイ・オプティコム)	■ 総務省においては、本件ガイドライン案Ⅳに記載したように、必要に応じ、随時、本件ガイドラインの見直しを行う考えであることから、これに加え、定期的な見直しについてまで規定する必要はないものと考えられる。 また、NTT 東西が現に営んでいる活用業務の是非については、本件ガイドラインの検証時と同時か否かを問わず、本件ガイドライン案Ⅳに記載したように、NTT東西が認可申請書や届出書において講ずることとした措置等の有効性・適正性、及びこれらの措置の遵守状況を検証するとともに、必要に応じ、所要の措置を講ずることとしていることから、あらためて規定するまでの必要はないものと考えられる。 なお、活用業務制度そのものの是非、今般の法改正の是非について検討すべきとのご意見は、本件ガイドライン案とは直接関係ないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。
意見 24 競争セーフガード制度の他、四半期毎に公正競争上問題があるか否かを検証し、結果を公表すべき。また、活用業務の実施状況報告について、PDCA サイクルの具体的な内容を示すべき。	考え方 24
■ 活用業務の実施状況や、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信業務の公正な競争の確	■ 総務省においては、ご指摘のとおり、本件ガイドライン

保に支障がない範囲内か否かの検証については、機能分離・子会社監督規制における報告内容の検証と同様に、これまで認可されてきた活用業務も含め公正競争上問題がないか厳格に実施すべきです。 具体的な方法として競争セーフガード制度の枠組みの中で有効性・適正性を検証することとなりますが、これまで同制度において、例えば116窓口における活用業務であるフレッツ勧誘について、毎年競争事業者から指摘がなされているところですが、何ら改善がなされていません。これは、活用業務における公正競争を確保するための7つのパラメータの1つである「営業面でのファイアーウォール」の実効性が確保されていないことに加え、同制度での検証が不十分であることの証左と言っても過言ではありません。また、同制度は一年をサイクルとして検証を行うものであるため、活用業務が開始された後、公正競争上問題があった場合にも拘わらず一年近く放置される可能性も否めません。 そのため、総務省においては同制度におけるこれまでの不透明な検証プロセスを見直すとともに同制度による検証だけではなく、少なくとも四半期毎に公正競争上問題があるか否かを客観的かつ厳格に検証し、その結果を公表すべきです。 また、NTT東・西は総務省に対し活用業務の実施状況を報告しているものの、全て「適切に実施している」との内容となっていることから、報告内容についてどのようにチェックしたのか、どういった措置を講じるのかといったPDCAサイクルをいかに回しているのかを明確に示すべきと考えます。そして、公正競争上支障のおそれがある場合は、直ちに当該活用業務の停止等の措置を講じるが必要と考えます。 (KDDI)	案Ⅳに記載したように、これまで認可されてきた活用業務も含め、届出書において講ずることとした措置が十分に確保されているか等といった観点から、公正競争上問題がないか、基本的には、競争セーフガード制度の枠組みの中で検証を行う考えである。 同制度は、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン(平成19年 4 月公表)」に沿って行っているものであり、毎年度、ご指摘のように、競争事業者等からの意見募集や、これに対する総務省の検証結果の公表等を行っているところ。 これに加え、本件ガイドライン案Ⅳに記載したように、競争事業者等からの指摘や事例の提示があれば、随時、これについて検証する考えであることから、必ずしも四半期毎の検証について規定するまでの必要はないものと考えられる。
意見 25 検証を行う期間や担当部署等を規定すべき。また、競争事業者が指摘や事例を提示する総務省の窓口を明示すべき。さらに、当該提示を受けた検証結果について公表すべき。	考え方 25
■ 活用業務が認可制から届出制に変わることにより、総務省殿から NTT 東西殿に対し、同社が活用業務として行う業務内容についての事前規制が撤廃されることとなります。この事は、NTT 分割の意図(電気通信事業の公正な競争の確保)に反する行為が有識者や他の事業者の懸念を無視して行われる可能性が高くなります。 そのため届出制を実施するにあたり、本ガイドライン上において、活用業務として届け出された業務の検証を行う期間の明確化や検証した部署及び担当者、検討結果の公表方法を定める必要があると考えます。又、業務開始後の競争事業者等から申し立て窓口を明確にし、申し立ての事実の検証を行う期間とその結果が公表される事が必要と考えます。	■ 総務省においては、本件ガイドライン案Ⅳに記載したとおり、基本的には、既存の競争セーフガード制度の枠組みにおいて同Ⅳに記載した検証を行う考えであり、ご指摘の、検証を行う期間や検証結果の公表等については、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」に記載されていることから、本件ガイドライン案においてあらためて規定するまでの必要はないものと考えます。

■ 競争事業者等が「指摘や事例」を提示する相手としての総務省内の部署を明示していただきたいと考えます。この事により、中小の事業者でも「指摘や事例」を行える体制を整えていただく事を要望いたします。 更に、「指摘や事例」に対し総務省が検証する期間を明示していただくと共に、その検証結果について、検証を行った担当者及びその結果を一般に広く公表する事を要望致します。 （新潟通信）	なお、総務省において、本件ガイドラインⅣに記載された検証を行うのは、基本的には、総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課であり、「指摘や事例の提示」の窓口は、同課である。
意見 26 総務省による検証は客観的な事実のみに基づくこととし、具体的な措置の検討に当たっては慎重な運用をすべき。	考え方 26
■ 届出制における事後規制の運用にあたっては、サービス開始後のお客様への影響を考慮し、総務省による検証は客観的な事実に基づいてのみ進めるようお願いしたいと考えます。 また、検証に基づき所要の措置を検討する場合には、事業者への根拠の確認等のプロセスを経て、公正競争を阻害する具体的な事象・事例が発生したと認められる場合に限り措置を講ずるという慎重な運用をお願いしたいと考えます。 （NTT 東日本）	■ ご指摘のように、総務省において、NTT法又は事業法の規定に基づき、本件ガイドライン案Ⅳに記載する所要の措置を講ずる場合は、客観的な事実のみに基づきこれを行うことが適当であると考えられる。
■ 届出制による事後規制の運用にあたっては、サービス開始後のお客様への影響・利用者保護の観点から、是正命令の発出は、可能な限り慎重な検討・確認を行う必要があると考えます。 また、総務省による検証は、サービス提供事業者の予見性の確保の観点からも、客観的な事実に基づいて行うべきであり、是正命令の発出は、事業者への根拠の確認や意見表明等のプロセスを確保したうえで、「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲で営まれないこと」が客観的かつ明確に認められる場合、あるいは具体的に公正競争を阻害する事象・事例が発生したと認められる場合にのみ行うという限定的な発動と位置づけ、上記が認められない場合には是正命令の発出は行うべきではないと考えます。 （NTT 西日本）	
意見 27 ガイドラインの要件については、市場の変化を見極めつつ、適宜、柔軟な見直しを行うべき。	考え方 27
■ 活用業務制度は、平成13年のNTT法改正により、県内／県間の区分のないインターネット時代に対応した低廉で多様なサービスといった、技術革新による新しい技術可能性の増大に対応した新たなサービスの提供を可能とする等の観点から制度化され、当社はこれまでIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定や、フレッツサービスの県間役務提供等について、認可を得て実施してまいりました。	■ 総務省においては、本件ガイドライン案Ⅳに記載したとおり、市場等の状況を注視しつつ、必要に応じて本件ガイドラインの見直しを行う考えである。

情報通信市場は、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展するとともに、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス（電話・メール等）を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展し、お客様はその多様なサービス・選択肢を自由に選択・利用しうる状態になっているなど、活用業務制度の導入時点と比べ、さらに加速度的に変化してきております。 当社は、こうした市場の変化に合わせ、これまでもブロードバンドサービスの利用可能エリアの拡大と利活用促進に取り組んできたところですが、今後も更にICT利活用の促進に貢献していきたいと考えており、当社も含めた事業者が自由に事業展開を行うことができる環境の整備が必要と考えます。 したがって、ガイドラインの要件については、こうした市場の変化を見極めつつ、適宜、柔軟な見直しを行っていただきたいと考えます。 （NTT 東日本）	
■ 活用業務制度は、平成13年のNTT法改正により、県内／県間の区分のないインターネット時代に対応した低廉で多様なサービスといった技術革新による新しい技術可能性の増大に対応した新たなサービスの提供を可能とする等の観点から制度化され、当社はこれまでIP電話サービスの県間役務等に係る料金設定や、フレッツサービスの県間役務提供等について、認可を得て実施してまいりました。 その間において、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、端末やコンテンツ・アプリケーションの市場拡大と通信との一体的サービス提供が進展するとともに、サービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、活用業務制度の導入時点と比べ、大きなパラダイムシフトが進展してきております。 当社は、これまでも光サービスを世界に先駆けて本格展開し、ブロードバンドの普及に全力で取り組んでまいりましたが、今後も更にブロードバンドの普及、ICT利活用の促進に貢献していきたいと考えております。 したがって、ガイドラインの要件については、こうした市場の変化を見極めつつ、適宜、柔軟な見直しを行っていただきたいと考えます。 （NTT 西日本）	

別紙 NTT 東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置関係

意 見	考 え 方
-----	-------

意見 28 関係会社や、委託会社、代理店等を通じた営業活動においてもファイアーウォールが確保されることを実効的に担保する旨を規定すべき。	考え方 28
■ 一昨年発生したNTT西日本による接続情報の不正提供事案を鑑みると、NTT東西内部はもちろん、子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保することは、必須であります。 加えて、競争セーフガード制度の検証において、指摘させて頂いているとおり、NTT西日本の販売代理店による加入電話ユーザ・ADSLユーザをターゲットとした電話でのフレッツ光の勧誘が、引続き散見され、加入電話の加入者情報や接続情報の流用の疑念が拭いきれない状況にあります。 そのため、関係会社や資本関係のない委託会社・代理店等を通じた営業活動においても、NTT東西自らが営業活動を行う場合と同様に、ファイアーウォールが確保されることを実効的に担保すべき旨、ガイドライ上に規定すべきと考えます。 (ケイ・オプティコム)	■ 本件ガイドライン案における活用業務の営業活動に係るファイアーウォールの確保は、当該営業活動を NTT 東西が自ら行う場合、子会社等に委託して行わせる場合の別を問わず、NTT 東西自身の責任の下で適切な措置を講じることが求められるものであり、この意味において、子会社等とは、いわゆる子会社や孫会社に限定されるものではないことから、ご指摘の趣旨の規定は既に設けられているものと考えられる。
意見 29 割引制度やキャンペーンを適用した後の料金も検証対象に含めるべき。また、顧客獲得に要する費用も検証に含めるべき。	考え方 29
■ 競争セーフガード制度の検証において、指摘させて頂いているとおり、NTT西日本においては、活用業務を用いて提供しているフレッツサービスに対して、適用期間が長期にわたる割引制度を複数設定(「光ずっと割引」、「光もっと割引」、「フレッツ・あっと割引」)しており、これにより、NTT東日本よりも接続料が高いにもかかわらず、NTT西日本のフレッツ光の実勢価格は、NTT東日本の通常料金と比較して大きく下回っております。 このような状況を踏まえ、活用業務を用いて提供しているサービスの料金が原価を下回る競争阻害的な水準となっていないか検証する場合は、通常料金に加え、割引制度やキャンペーンを適用した後の料金等、実勢価格ベースでも実施することが重要であります。 そのため、活用業務ガイドライン上の規定について、次の事項を加味した内容に追加・修正すべきと考えます。 ◇継続的かつ相当期間に亘って適用される割引制度やキャンペーンを適用した後の料金も検証対象に含めること ◇顧客獲得に要する費用も含めて検証すること (ケイ・オプティコム)	■ 本件ガイドライン案においては、活用業務と既存の業務との間のコストを、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)に準じた配賦計算により分計させるとともに、活用業務の収支状況を報告させることとしていることから、ご指摘の趣旨の規定は既に設けられているものと考えられる。
意見 30 他の NTT グループ会社との連携を予定している場合はこれを明らかにすること、また、サービス名称に「フレッツ」等を利用しないこと、関係会社や、委託会社、代理店を介する場合も含め、排	考え方 30

他的な営業活動を行わないことを規定すべき。	
■ 競争セーフガード制度の検証において、弊社ははじめ競争事業者から指摘があるとおり、NTTグループにおいては、課せられている各種規制等を形式的にはクリアしつつも、実質的にはグループ内に閉じた連携が進んでいる状況にあると認識しております。 このようなNTTグループ内に閉じた連携は、NTT再編の趣旨に反していることに加え、個々の分野で保有する市場支配力を情報通信市場全体に拡大していくことに繋がるため、抑止することが極めて重要であります。 そのため、NTT東西が活用業務を営むにあたり、他のNTTグループの会社との連携によりサービスを提供することを予定している場合においても、当該連携について明らかにするとともに、次の事項を禁止すべき旨、活用業務ガイドライン上に規定すべきと考えます。 ◇サービス名称にて、「フレッツ」等のブランドを共同利用しないこと ◇子会社・関係会社や資本関係のない委託会社・販売代理店を介する場合を含めて、排他的な営業活動を行わないこと (ケイ・オプティコム)	■ 他の市場支配的な事業者との連携については、本件ガイドライン案において、排他的な共同営業を行わないことその他の実質的な公平性を確保するための措置を講ずべきことを記載しており、当該連携に係る活用業務に関してこれらの記載に沿った措置が講じられ、NTT 法第2条第5項に規定する範囲内で営まれると認められるものである限りにおいて、必ずしもこれを禁止するまでの必要はないものと考えられる。 サービス名称にて「フレッツ」等のブランドを共同利用しないことについても、当該共同利用が他の市場支配的な事業者との連携に該当する場合には、上述の考え方と同様であり、個別の例について規定するまでの必要はないものと考えられる。 排他的な営業活動を行わないことについては、本件ガイドライン案において、活用業務を営むに当たり、関連する事業者の取扱いに関する公平性を確保し、透明性を高めるべきこととしていることから、ご指摘の趣旨の規定は既に設けられているものと考えられる。
■ 他の市場支配的な電気通信事業者であるNTTグループ内の連携による活用業務は、一切認めるべきではないと考えます。 ガイドライン本文にも記載されているとおり、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となることが明白であり、NTTグループによって通信市場全体の支配力が拡大し独占回帰となることで、健全な競争環境下での市場進展が損なわれることを強く懸念します。 (イー・アクセス)	
意見 31 現行ガイドラインの別紙2の内容を継続させるべき。さらに、別紙に掲げる措置をより厳格なものに見直すべき。	考え方 31
■ また、現行ガイドラインの別紙2に「今後想定される具体的な業務に関する基本的な考え方」として記載されているFMCサービス等に関する公正な競争を確保するために必要な措置は削除されていますが、同内容は少なくとも継続すべきです。むしろ、同内容だけでは明らかに不十分なものであるため改正ガイドラインにおける運用では内容を強化すべきです。さらに、公正な競争を確保するための必要な措置(7つのパラメータ)を、競争セーフガード制度で指摘されているグループドミナンスに関する事例等も踏まえ、より厳格なものに見直すべきと考えます。	■ 本件ガイドライン案においては、「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン(平成13年総務省公表)」別紙2に相当する記載はないが、これは、法改正による手続きの緩和に伴い、個別の業務についての総務省における認可に係る審査の方針であった記載を省略したに過ぎず、ご指摘のとおり、当該別紙2に記載されていた

(KDDI) ■ 現行のガイドラインにおいては、「別紙 2 今後想定される具体的業務に関する基本的な考え方」(以下、「別紙 2」という。)として、FMC と NGN について、活用業務を営む場合に必要な措置等が明確にされていますが、本ガイドライン案においては、別紙 2 自体が削除されています。本ガイドライン案の目的を踏まえると、総務省殿は現時点で想定される具体的な業務についての考え方を事前に明示し、関係事業者等の予見可能性を高めることが必要です。従って、本ガイドラインにおいて、今後想定される具体的業務に関する基本的な考え方を引き続き示す等により、FMC については、届出制移行後も、現行のガイドラインの別紙 2 の考え方に変更がない旨を明確にすべきと考えます。 (ソフトバンク)	考え方自体に変更はないものである。
意見 32 活用業務の実施状況等の報告期間をサービス開始当初に限定すべき。また、新規販売を停止したサービスは、報告の対象外とすべき。	考え方 32
■ 実施状況の報告は、「活用業務に関する市場において、継続的に公正な競争が確保されているか否か」を検証するためのものであると認識しており、競争セーフガード制度による検証も併用されることから、特に公正競争の確保に支障がない限りは、報告期間をサービス開始当初に限定(3年程度)していただきたいと考えます。 なお、新規販売停止したサービスについては、他サービスへの移行が進むことで利用者数が減少し、公正競争を阻害するおそれは小さくなると考えられることから、実施状況等の報告の対象外としていただきたいと考えます。 (NTT 西日本)	■ 活用業務は、NTT法第2条第5項に規定された範囲内においてのみ営むことができるものであり、これは、業務開始後3年を経た後であっても、新規販売を停止した後であっても変わるところではなく、活用業務を営んでいる限りにおいては、当該業務が当該範囲内で営まれていることを継続的に検証することが必要である。 このためには、公正な競争の確保に引き続き必要となる措置の実施状況や、活用業務の収支状況等についての報告が必要となることから、ご指摘の例について報告の対象外とすることは、適当ではないと考えられる。

その他

意 見	考 え 方
意見 33 活用業務と同様に、目的達成業務についても透明化・ガイドライン化を行うべき。 ■ また、目的達成業務についても同様に今回届出化となっておりますが、本業務の認可については開示情報が少ないため活用業務と同様に透明化・ガイドラン化を要望いたします。 本業務の販売・取次ぎの受委託分野についてNTT東西は既に包括的に認可を取得しており、情報通信に関連する項目の追加は事後報告で行なっている状況です。 例えば「フレッツ・テレビ」についても活用業務と併せ目的達成業務による販売・取次ぎ等営業行為を行うため、禁止行為である放送業についてもあたかもNTT東西が行っているかのような状況が発生し、競争セーフガードでも要請そして注視事項として扱われておりますが未だに問題として事業者より意見が提示されています。 同様にこの制度を利用すれば、移動体事業であるNTTドコモとの協業についても事後的に報告のみで可能と考えられます。 これは法で設定された地域電気通信業務に近い業務であることを逸脱していることや、公正競争の確保にも問題があるため、目的達成業務の早急な範囲の確定と透明化・ガイドライン化が必要と考えます。 （ジュピターテレコム）	考え方 33 ■ 考え方1で述べたとおり、法改正後に NTT 東西から目的達成業務を営むことの届出を受けた場合に、当該届出に係る業務が目的達成業務に該当するか否かについては、具体的には、例えば、本来業務の需要の増大に資するものであるか、本来業務の円滑な遂行を阻害するものでないかといった観点から確認することとなるものであり、NTT 法第2条第5項の規定に基づき、営まれることとなる業務が公正な競争の確保に支障ない範囲内であること等の確認を要する活用業務と比し、ガイドラインを策定すべきまでの必要性は低いものと考えられる。 また、届出を受けた業務が目的達成業務に該当しない場合や、その実施の方法等が NTT 法上の累次の公正競争要件に抵触する場合等についての考え方は、考え方1後段を参照のこと。
■ 加えて、目的達成業務制度の運用を透明化するために、活用業務と同様に、本制度に係るガイドラインの制定も行うべきと考えます。 （ケイ・オプティコム）	
意見 34 競争評価制度や競争セーフガード制度を強化する等により、活用業務の情報通信市場への影響等について分析すべき。また、第三者委員会等により、活用業務制度自体についての検証・検討を行うべき。 ■ にもかかわらず、過去認可した活用業務による影響等を分析・評価することなく、新たに申請された全ての活用業務が認可され続け、また、活用業務制度自体についても、認可制から事前届出制へと見直す契機となった「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」を含め、公の場において一度も本質的な検証・検討が行われないうまま、現在に至っております。 そのため、手続きの見直し以前の問題として、活用業務制度自体について本質的な議論を行うこと	考え方 34 ■ ご意見は、本件省令案等とは直接関係ないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。 なお、本件ガイドライン案Ⅲ、Ⅳに記載したように、活用

が不可欠でありますので、次の取組みの早期実施を強く求めます。 ◇競争評価制度や競争セーフガード制度を強化する等して、活用業務による情報通信市場への影響等について精緻に分析・評価すること ◇有識者等が参加する第三者委員会等の機関にて、活用業務制度自体について本質的な検証・検討を行うこと (ケイ・オプティコム)	業務を営むことについての届出があった場合には、総務省において、当該届出に係る業務がNTT法第2条第5項に規定する範囲内で営まれるものであるか否かについて確認を行うとともに、継続的に公正な競争が確保されているか否かについて検証を行う考えである。
■ さらに、競争事業者から公正競争を阻害する事項として指摘があった際、より踏み込んだ検証を可能とする第三者機関等による継続的な検証スキームの確立も合わせて検討されるべきと考えます。 ■ 毎年度の競争セーフガード制度の意見書にて複数の競争事業者から制度の評価・検証方法についての改善要望が挙げられているとおり、措置の有効性・適正性や遵守状況の検証をする際、現行の競争セーフガード制度だけでは不十分と考えます。 総務省だけでなく第三者機関を利用する等、客観的かつ透明性のある検証を実施しなければ結果的に活用業務制度そのものが形骸化する虞があります。 (イー・アクセス)	
■ NTT 東西殿による目的達成業務、他の都道府県における地域電気通信業務、活用業務(以下、「活用業務等」という。)については、競争事業者の事業計画、ひいては関連市場の競争状況に多大な影響を与えることから、有識者による検証委員会(以下、「検証委員会」という。)を設置することにより、業務内容の適正性や参入市場への影響等を検証すべきと考えます。具体的には、活用業務等の届出内容に対する意見募集の実施や当該意見募集の結果を踏まえた検討等による事前検証と、認可後または届出後における活用業務等の定期的な事後検証を、併せて検証委員会で行うべきと考えます。 (ソフトバンク)	
意見 35 現状の競争評価機能、公正競争に係る監視機能、ルール策定機能を有する委員会等を設置し、規制の透明性の確保、検証・対応を実施すべき。	考え方 35
■ つきましては従来の認可と同等の十分な届出期間の確保、公正競争上支障があることが明確な移動体事業やISP事業等への参入について放送業と同様の明確な禁止事項にすることとともに以下機能の設置をお願いいたします。 ・現状の競争評価(グループドミナンス含)機能 ・公正競争に係る市場の監視機能 ・上記項目の判断、ルール策定機能	■ ご意見は、本件省令案等とは直接関係ないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。

グループドミナンスに関しては既にNTTファイナンスを利用したグループ一括請求の事例があり、活用業務の範囲を超えた市場支配力の拡大が発生しています。 これら機能を常設で設置することにより、最重要であるドミナント規制の透明性を確保し検証・対応を随時実施することを要望いたします。 （ジュピターテレコム）	
■ 併せて ・ 現状の競争評価（グループドミナンス含）機能 ・ 公正競争に係る市場の監視機能 ・ 上記項目の判断、ルール策定機能 のある公正競争確保のための委員会等常設機関を設置することにより、透明性を確保し検証機能を強化することを強く要望いたします。 （連名※）	
■ 別紙4項のとおり、独占的事業や接続業務を通じ知り得た顧客・接続情報の流用は禁止されており、公正競争が阻害されることのないよう、営業面でのファイアーウォールを確保することとされています。 しかしながら、一昨年、NTT 東西による営業面でのファイアーウォールは十分な措置が取られているという主張の中、情報流用問題が発生しており、NTT 東西自身による監視だけでは不十分と言わざるを得ません。 こうした状況に鑑みて、実質的かつ総合的なマーケットパワーの濫用に対する一層の監視と規制が必要であり、客観的な検証機関の設置が必須であると存じます。 （CATV 連盟）	
意見 36 従来の規制は維持・適正化し、かつガイドラインを明確化すべき。	考え方 36
■ 本改正案等は直接的には「光の道」構想に関する基本方針」（平成 22 年 12 月 14 日）を受け、機能分離の実施、子会社等との一体経営への対応と併せ、実施されるものと理解しております。この目的は公正競争の確保による「光の道」構想の推進であり、政策ではドミナント規制こそが最も重要あることを当社では機会あるごとに申し上げております。 今回の改正案等につきましては、正にそのドミナント規制に関わる事項ですが、従来の規制は維持・適正化し、かつガイドラインを明確化することが必要と考えます。 （ジュピターテレコム）	■ ご意見は、本件省令案等とは直接関係ないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。
意見 37 活用業務制度の運用に当たっては、市場の変化を見極めつつ、適宜、柔軟な見直しを実施すべき。	考え方 37

■ 当社はこれまでも、第一種指定電気通信設備規制や、禁止行為規制、指定電気通信役務規制、業務範囲規制のほか、NTT再編成時の公正競争要件等の各種法令・ガイドラインを遵守し、公正競争の確保に努めてきたところであり、また、活用業務を営むにあたっては、引き続き「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」等を遵守し、公正競争の確保に努めていく考えです。

この活用業務制度は、平成13年のNTT法改正により、県内／県間の区分のないインターネット時代に対応した低廉で多様なサービスといった、技術革新による新しい技術可能性の増大に対応した新たなサービスの提供を可能とする等の観点から制度化され、当社はこれまでIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定や、フレッツサービスの県間役務提供等について、認可を得て実施してまいりました。

情報通信市場は、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展するとともに、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス（電話・メール等）を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展し、お客様はその多様なサービス・選択肢を自由に選択・利用しうる状態になっているなど、活用業務制度の導入時点と比べ、さらに加速度的に変化してきております。

当社は、こうした市場の変化に合わせ、これまでもブロードバンドサービスの利用可能エリアの拡大と利活用促進に取り組んできたところですが、今後も更にICT利活用の促進に貢献していきたいと考えており、当社も含めた事業者が自由に事業展開を行うことができる環境の整備が必要と考えます。

したがって、活用業務制度の運用にあたっては、お客様の利便性向上・ICT利活用の促進のためにも、スピーディーかつ安定的なサービス提供が可能となるよう運用いただくとともに、市場の変化を見極めつつ、適宜、柔軟な見直しを実施していただきたいと考えます。

（NTT 東日本）

■ ご意見は、本件省令案等とは直接関係ないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。

■ 当社はこれまでも、第一種指定電気通信設備規制や、禁止行為規制、指定電気通信役務規制、業務範囲規制のほか、NTT再編成時の公正競争要件等の各種法令・ガイドラインを遵守し、公正競争の確保に努めてまいりましたが、昨年 2 月の総務省の業務改善命令を厳粛に受け止め、情報システムの抽出・閲覧規制の強化や設備部門と営業部門の業務・居室の分離等、他事業者情報の適正な取扱いに向けたファイアウォールの一層の徹底を図り、NTT西日本グループ丸となって再発防止・信頼回復に向けて取り組んでいるところです。また、活用業務を営むにあたっては、引き続き「NTT東西の業務拡大に係る公正競争ガイドライン」等を遵守し、公正競争の確保に努めていく考えです。

この活用業務制度は、平成13年のNTT法改正により、県内／県間の区分のないインターネット時代に対応した低廉で多様なサービスといった技術革新による新しい技術可能性の増大に対応した新たなサービスの提供を可能とする等の観点から制度化され、当社はこれまでIP電話サービスの県間役務等に係る料金設定や、フレッツサービスの県間役務提供等について、認可を得て実施してまいりました。 その間において、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、端末やコンテンツ・アプリケーションの市場拡大と通信との一体的サービス提供が進展するとともに、サービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、活用業務制度の導入時点と比べ、大きなパラダイムシフトが進展してきております。 当社は、これまでも光サービスを世界に先駆けて本格展開し、ブロードバンドの普及に全力で取り組んでまいりましたが、ブロードバンドの一層の普及に向けては、広く社会・経済・国民生活の中でICTの利活用を推進していくことが重要であり、そのためには情報通信市場のパラダイム変化を十分踏まえ、従来の電話を前提とした規制等を見直し、IPブロードバンド市場において各事業者が自由に事業展開を行うことができる環境の整備が必要と考えます。 したがって、活用業務制度の運用にあたっては、お客様の利便性向上・ICT利活用の促進のためにも、スピーディーかつ安定的なサービス提供が可能となるよう運用いただくとともに、これまでの市場の変化を見極めつつ、適宜、柔軟な見直しを実施していただきたいと思います。 (NTT 西日本)	
意見 38 活用業務等について、届出期間の短縮等の見直しをすべき。	考え方 38
■ NTTグループは、従来より、活用業務を営むにあたり、日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT法」という。)等の法令及びNTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン(以下、「公正競争ガイドライン」という。)を遵守し、公正競争の確保に取り組んで参りました。 今回の公正競争ガイドラインの改正内容についても遵守し、公正競争の確保について、引き続き厳正に対処していく考えです。 NTT東西の活用業務については、2001年(平成13年)のNTT法等の改正により、本来業務である地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼさないことを要件として業務範囲の拡大が可能とされ、NTT東西は、これまで、IP電話サービスの県間伝送等役務に係る料金設定等について、認可を得て実施して参りました。 しかしながら、活用業務制度の導入からこの約10年の間に、情報通信の分野においては、固定通信	■ ご意見は、本件省令案等とは直接関係ないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。 なお、活用業務の届出に係る規定についての考え方は、考え方3前段のとおり。

だけでなく移動通信のブロードバンド化が進展し、ユーザは多種多様なブロードバンドアクセスの中から自由に選択するなど、技術革新やビジネスモデルの変化が構造的かつグローバルに生じています。 また、近年では、従来の電気通信事業者以外、すなわち端末やコンテンツ・アプリケーションを提供する国内外のハード・ソフトベンダーが自在に通信サービス（電話、メール等）も提供し、ユーザの選択肢は国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが日本国内で提供する通信サービスにまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。 このように、固定と移動の融合、IP・ブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といったパラダイムシフトにより、市場環境・競争環境が劇的に変化する中、NTT東西のみに課されている業務範囲規制は、現在の市場環境・競争環境にそぐわなくなっていることから、ユーザの利便性を損ねるとともに、更なるIP・ブロードバンドサービスの普及拡大、ひいてはICT利活用の促進の障害にもなると考えられます。 こうした観点から、活用業務等については、より一層柔軟な事業展開が可能となるよう、届出期間の更なる短縮等の見直しを要望いたします。 （NTT 持株）	
意見 39 本来活用業務制度は直ちに廃止すべき。	考え方 39
■ 本年中にも施行される見込みの改正 NTT 法では、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社（以下、NTT 東・西）殿による活用業務制度を現行の認可制から届出制へと規制緩和することとされていますが、ボトルネック設備を保有する NTT 東・西殿に対して本制度を認めたことは、NTT の独占部門と競争部門を分離して競争を一層促進し、独占力行使を防止することにより、イノベーションの促進、サービス多様化や料金低廉化を図り、ひいては国民利便の向上に繋げるという NTT 再編の趣旨をないがしろにするものです。 今までに、総務省殿は、公正競争条件を確保しているため問題ないとして IP 電話やフレッツサービス、法人向けイーサネット等の県間サービスを認可してきましたが、NTT 東・西殿のシェアが高止まりしており NTT グループが独占に回帰しているという市場の実態は、グループドミナンスの排除等、現在の公正競争条件が不十分であることに加え、これまでの公正競争条件も十分に担保されていないことの証左であると考えます。よって、これまで認可されてきた活用業務は公正競争に支障を生じさせており大きな問題であることから、本来同制度は直ちに廃止すべきです。 （連名※）	■ ご意見は、本件省令案等とは直接関係ないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。

■ 活用業務制度の根本的問題は、本来であれば、ドミナント事業者であるNTTグループによる「グループドミナンスの行使」、「ボトルネック設備の保有」に係る諸問題を解決することが先決であるにもかかわらず、そのような問題を解決しないままNTT東・西の業務範囲拡大が認められてしまったという点にあり、同制度は、NTT東・西の本来業務を地域通信市場に限定したNTT再編の趣旨を蔑ろにするものであることから、直ちに廃止すべきと考えます。 (KDDI)	
意見 40 ドミナント規制について、まずは「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の事例を具体化するとともに、総務省に専門委員会を設置し、NTT グループ全体の市場支配力を検証し、ルールを策定・導入すべき。	考え方 40
■ 以上、今回の改正について述べさせていただきましたが、最重要の政策であるドミナント規制はまずは総務省と公正取引委員会が作成した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」によるグループドミナンスの事例を具体化し現状の歯止めを図るとともに、総務省にて専門委員会を設置し、NTTグループ全体の市場支配力を検証し、ルールを策定・導入することが必要と考えますので、速やかな実施を是非ともお願いいたします。 (ジュピターテレコム)	■ ご意見は、本件省令案等とは直接関係ないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。
意見 41 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を見直して禁止行為規制を強化するとともに、特定関係事業者にNTTドコモを追加すべき	考え方 41
■ 併せて、公正競争環境の確保のためにはグループドミナンスを排除することが極めて重要であるため、直ちに、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を見直して禁止行為規制を強化するとともに、特定関係事業者にNTTドコモを追加すべきと考えます。 (KDDI)	■ ご意見は、本件省令案等とは直接関係ないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。
意見 42 活用業務制度の見直しを含め、NTT グループ全体の在り方を検討すべき。また、これまで認可された活用業務についても、取消しを含めその是非を検討すべき。	考え方 42
■ これまでの活用業務によるNTT東西のなし崩し的な業務範囲の拡大が、公正競争環境を阻害し、NTTグループの情報通信市場におけるシェアの高まりの原因となっております。 NTT東西によるなし崩し的な業務範囲の拡大は、公正競争環境を確保するために行われたNTT再編の趣旨に反することが明らかであることから、何よりもまず、活用業務制度の廃止を含め、NTTグループ全体の在り方を検討すべきであります。	■ ご意見は、本件省令案等とは直接関係ないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。 なお、これまで認可された活用業務について、その是非

加えて、これまで認可された活用業務についても、電気通信事業の公正競争確保に支障を及ぼしていることが明らかであるため、取消しを含め、その是非を検討すべきと考えております。 ■ 以上の考えのもと、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（以下、NTT法施行規則）の一部改正案及びNTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン（以下、活用業務ガイドライン）案に関して、その他の観点を含め、修正・追記すべき点等について意見いたします。 あわせて、総務省殿において、活用業務制度自体について本質的な議論を行うべく、必要な制度整備を早急に実施頂くことを強く求めます。 ■ 加えて、総務省殿においては、活用業務制度自体の本質的な議論を行うべく、必要な制度整備を早急に実施頂くことを強く求めます。 （ケイ・オプティコム）	を検討すべきとのご指摘に対する考え方は、考え方 23 中段のとおり。
意見 43 3年後に実施される包括的検証において問題がある場合は、NTT の在り方を含めた競争政策全体を見直すべき。	考え方 43
■ 上記追加項目と機能による是正を重ねた上で、さらに3年後に実施される包括的検証において公正競争上の問題があると認定されれば、NTT 東・西殿が地域網を独占したまま活用業務を実施すること自体に根本的な間違いがあることが立証されることになるため、その際には、活用業務制度のみならず NTT の在り方を含めた競争政策全体を見直すべきと考えます。 （連名※）	■ ご意見は、本件省令案等とは直接関係ないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。
■ 上記対応を実施した上で、その実効性確保の状況を検証して適正性・有効性を判断しなければ、公正な競争環境が担保されるものではないと考えます。その上で、3年後の包括的検証において公正競争上の問題があると認定されれば、活用業務制度のみならずNTTの在り方を含めた競争政策全体を見直すべきと考えます。 （KDDI）	
■ 我が国の電気通信事業においては、1985 年の旧日本電信電話公社の民営化や通信の自由化により、競争原理が導入され、その後、20 年以上に渡り、メタルアクセス回線等のボトルネック設備の開放と独占事業体である NTT グループへの構造規制・行為規制を中心とした競争政策が推進されてきました。その結果、多くの競争事業者が市場へ参入し、事業者間の自由な競争が進展することで、利用者料金の低廉化やサービスの多様化等が実現し、広く利用者利便が増進されました。	

現在、こうした競争政策の流れを踏まえ、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東西殿」という。）の次世代ネットワーク（以下、「NTT-NGN」という。）や光アクセス回線等に対して、制度整備がなされていますが、メタルアクセス回線等と同等の開放には至っていません。今後、IP 網や光アクセス回線へのマイグレーションが進展していく中で、NTT-NGN や光アクセス回線の開放が十分になされなければ、これまでメタルアクセス回線上でサービスを提供してきた多くの競争事業者の事業継続が困難なものとなります。このようにボトルネック設備が未開放となっている状況下において、活用業務を認可制から届出制へと規制緩和することは、NTT 東西殿による事業展開をさらに自由にし、その市場支配力を強化するものとなることから、公正競争上さらに大きな問題を生じさせます。 また、活用業務については、これまで全ての申請が認可され、NTT 東西殿は、その本来の業務範囲を超えた広範な事業領域へ進出し、IP 化の進展に伴い、同制度を利用した FTTH サービスや NGN サービスが主要業務にまでなっている状況です。このように、NTT 東西殿の業務範囲規制が有名無実化していることから、NTT 再編の趣旨に立ち戻り、活用業務制度についてはただちに廃止すべきものと考えます。加えて、真の公正競争環境を確保していくためには、ボトルネック設備の開放に係る問題及び独占事業体である NTT グループに係る問題を抜本的に解決することが必要であり、NTT 持株会社の廃止を含む構造分離（以下、「構造・資本分離」という。）といった措置を講じることが有効と考えます。NTT の在り方については、今後、NTT 東西殿の機能分離が実施されることとなりますが、「光の道」構想の進展に係る毎年度の検証等において、十分に公正競争環境が確保されていない事例等が発覚した場合は、可及的速やかに構造・資本分離に移行すべきと考えます。 （ソフトバンク）	
意見 44 NTT グループが行っているグループ一括請求について、直ちに禁止すべき。	考え方 44
■ 具体的な事例として、NTTファイナンスを活用したグループ一括請求によって、NTT東・西が公社時代から継承したリソース（加入電話の顧客情報等）をNTTグループ他社に活用させ、NTTドコモやNTTコム等の兄弟会社まで取り込んで、NTT東・西のみならずNTTグループ全体の市場支配力を拡大していることが挙げられます。このような行為は、本来活用業務として提供すべきところをグループ会社を介して脱法的に行うものであり、公正な競争の確保に重大な支障があるため、直ちに禁止すべきです。 （KDDI）	■ ご意見は、本件省令案等とは直接関係ないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。